

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

別海町の人口は、1962年（昭和37年）の23,114人をピークに減少に転じた。その後、1973年（昭和48年）から始まった新酪農村建設による新規就農者の流入や、関連した建設需要によって1980年（昭和55年）には一時的に増加に転じたものの、その後は少子化や若い世代の転出の増加により、2025年（令和7年）1月末現在、13,943人まで減少している。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題に直面している。現状を放置することは、長い歴史を経て形成された域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町独自の金融円滑化事業として、利子補給を行うなど積極的な設備投資や、生産性向上を促進する取組を支援してきたが、より一層厳しくなる人手不足に対応し、更なる生産性の向上を図るなど事業基盤の確立を目指す必要がある。また、同時に後継者として承継したいと思える魅力ある企業づくりが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで地域経済の更なる発展を目指す。

また、これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

別海町は、農業・水産業を基幹産業とし、関連する製造業やサービス業など多岐に渡る。これらの産業においては、広く事業者の生産性の向上が不可欠であることから、多様な設備投資を支援する必要がある。

このことから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、地域における雇用の創出や、経済の発展を図ることも同様に重要であることから、太陽光発電設備等に関しては、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費することを目的に設置するもののみ対象とし、全量売電

するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

別海町は、広大な面積の中に産業基盤を有した地区が複数ある散居型の構造になっている。各地区においては、商工業、酪農関連産業、漁業関連産業などが点在していることから、町全域で中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、生産性の向上を目指す必要がある

このことから、本計画の対象地域は別海町全域とする。

(2) 対象業種・事業

別海町は、農業・水産業を基幹産業とし、関連する製造業やサービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性の向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネルギー化の推進、企業間の連携など多様である。

したがって、本計画においては労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。